

## （6）海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設<5>



2023年10月27日  
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

## 制度の概要について

電子商取引の拡大やコロナ禍を背景に、通販貨物を海上貨物として輸入することが増加しており、小口で迅速な通関が求められる貨物の性質等を踏まえ、下記（案）のように、簡易な輸入通関の制度を設けることを検討しています。

（案）

申告予定の税関官署に対して事前申出を行った者の輸入貨物であって、次に掲げる全ての条件に該当するものは、簡易な通関の利用を可能とする。

- (1) 海上貨物混載業者が扱う関税法施行令第59条第1項第6号柱書の貨物（通販貨物）であるもの
- (2) 最終荷受人ごとに輸入申告され、その申告貨物について関税率法第14条第18号（課税価格が1万円以下の物品に対する無条件免税）の規定が適用されるもの
- (3) 消費税以外の内国消費税の課税対象とならないもの
- (4) 関税法第70条第1項又は第2項の規定による他法令の証明又は確認を要しないもの
- (5) 関税法第71条に規定する原産地を偽った表示等がなされていないもの
- (6) 輸入申告又は予備申告までに、事前の情報提供（※）ができるもの
- (7) NACCSにより申告されるもの

（※）簡易・迅速に通関手続を行うため、販売者（荷送人）、荷受人、貨物等に関する事項を申告前に提供いただくことを検討しています。

赤文字箇所を変更

### 今後の検討事項

項番	業務名(仮)	業務コード	業務概要	今後の検討事項
1	海上簡易輸入申告	SDC	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入混載貨物について、法令等で定められる要件を満たす場合に通常の輸入申告より申告項目等を限定した簡易的な申告を行う業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易輸入申告が認められる具体的な条件及び申告項目については、今後関税局にて検討される制度面の内容に基づき決定 ⇒ 申告項目については、別紙「SDC業務入力項目案」参照</li> <li>申告条件に「U：予備申告（貨物到着時自動起動）」を実装することの有無（スライド15～17参照） ⇒申告条件「U：予備申告（貨物到着時自動起動）」の実装は見送る。</li> </ul>
2	海上簡易輸入申告呼出し	SDB SDD	<ul style="list-style-type: none"> <li>「海上簡易輸入申告（SDC）」業務または「海上簡易輸入申告変更（SDE）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「海上簡易輸入申告（SDC）」業務に先立ち、貨物情報（又は事前情報）からの呼出し機能を実装することの有無 ⇒貨物情報（又は事前情報）からの呼出し機能は実装しない。SDE業務に先立つ呼出し機能のみを実装する。</li> </ul>
3	海上簡易輸入申告変更	SDE	<ul style="list-style-type: none"> <li>「海上簡易輸入申告（SDC）」業務後または「海上簡易輸入申告変更（SDE）」業務後、輸入許可前に海上簡易輸入申告の内容変更を行う業務</li> </ul>	

項番	業務名(仮)	業務コード	業務概要	今後の検討事項
4	混載貨物 事前情報登録	SKA	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上簡易輸入申告を行う場合において、申告に先立ち対象の混載輸入貨物を登録する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SKA業務における具体的な入力項目については、「ハウスB/L貨物情報登録（NVC01）」業務相当を前提にし、また税関が求める項目については、今後関税局にて整理される制度面の内容に基づき決定 ⇒ 入力項目については、別紙「SKA業務入力項目案」参照</li> </ul>
5	ハウスB/L貨物 情報登録（多 数件処理）	1NV	<ul style="list-style-type: none"> <li>SKA業務（項番4）にて貨物情報を自動登録する旨の入力を行った場合に、SKA業務の実施を契機に自動起動し、登録された混載貨物の情報を基に「ハウスB/L貨物情報登録（NVC01）」業務相当の処理を行う機能</li> <li>本機能により混載貨物の貨物情報が登録されるため、別途「ハウスB/L貨物情報登録（NVC01）」業務の実施は不要となる想定だが、件数に応じて当該貨物情報をマスターB/Lと紐づける後続作業（NVC01、NVC02、CTS）はこれまで通り必要</li> </ul>	

項番 1 及び 4 の業務実施可能者は、税関官署への事前申出とする想定

#### SKA業務の機能概要

項番	機能概要	説明
1	入力者： 通関業、保税蔵置場、NVOCC、海貨業	SKA業務から自動起動する1NVはNVC01業務相当の機能であるため、SKA業務の入力者はNVC01業務の入力者と同じ業種を想定
2	貨物情報の自動登録（1NVの自動起動） 可否を選択可能	次スライド参照
3	1NVにおいて、マスターB/Lと混載貨物の貨物情報の関連付けを可能とする	次スライド参照
4	1NVの自動起動を行うか否かにより、入力項目の入力条件（必須/任意チェック）を変える	1NVを利用しない場合は事前にご提供いただきたい項目（＝事前提供項目）のうち必須のもののみ必須入力チェックを行うが、1NVを利用する場合はそれに加えて貨物情報作成に必要な項目も必須入力チェックを行う
5	予備項目を設ける	事前提供項目のうち必須入力でないものについては、ご提供いただけない場合にそれに代わる情報をご提供いただくことを想定し、予備項目を設ける。予備項目は事業者単位（＝利用者コード後方3桁が同じ単位）で入力桁数や任意/必須チェックを個別に設定可能とする
6	項目詳細	別紙「SKA業務入力項目案」参照

## SKA業務の機能概要

SKA業務に以下の機能を設ける。

※項目名、レイアウトは検討中であり、イメージを記載

### 【貨物情報の自動登録】

貨物情報を自動登録する旨の入力を行った場合に、SKA業務を契機に1NV業務を自動起動する機能を設ける。

1NV業務では、SKA業務で登録した事前情報を基に、貨物情報を登録する。

### 【関連付けマスターB/L番号】

貨物情報の自動登録を行う旨の入力を行ったうえで、本項目にB/L番号を入力することで、混載貨物の貨物情報と、そのマスターB/Lを関連付ける機能を設ける。

なお、関連付けのためには、「関連付けマスターB/L番号」に入力されたB/Lの貨物情報があらかじめ作成され、かつ保税蔵置場に搬入済の状態となっている必要がある。

### SKA 混載貨物事前情報登録

マスターB/L番号 (最上位) \*

貨物情報の自動登録  (  : 要  : 不要 )

関連付けマスターB/L番号

ハウスB/L番号	品名	...
孫B/L_A-1	XXXXXX	
...	...	
孫B/L_A-99	XXXXXX	

マスターBL (親B/L)

子B/L\_A

子B/L\_B

孫B/L\_A-1

孫B/L\_B-1

孫B/L\_A-99

孫B/L\_B-99



#### SKA業務に係る出力帳票と管理資料

「混載貨物事前情報登録（SKA）」業務に係る出力帳票は以下のとおり。なお、SKA業務に係る管理資料は作成しない。

項番	出力帳票名(仮)	概要	出力先
1	【新規】エラー通知情報 (未登録事前情報)	重複により登録エラーとなった貨物の一覧を、SKA業務が送信された単位で出力する ※エラーとなった貨物が無い場合も、エラー無しの旨を出力する	入力者
2	【新規】事前情報登録 完了通知	SKA業務の「通知先（申告予定者）」欄に入力がある場合に、内部処理が完了しSDC業務実施可能となった貨物の一覧を、SKA業務が送信された単位で出力する ※内部処理にてエラーとなった貨物分は出力しない	入力者、 SKA業務で入力された 通知先（申告予定 者）

#### NVC01、1NV業務に係る出力帳票

「ハウスB/L貨物情報登録（NVC01）」業務、「ハウスB/L貨物情報登録（多数件処理）（1NV）」業務等に係る出力帳票の機能概要、変更概要は以下のとおり。

項番	出力業務	出力帳票名(仮)	概要	出力先
1	1NV	【既存】ハウスB / L 貨物登録情報	NVC01業務にて出力している本帳票を、1NV業務で貨物が登録された場合にも出力する ※20件単位	入力者、 混載仕分けを行う保税地域
2	1NV	【新規】エラー通知情報 (貨物情報自動登録)	重複等により登録エラーとなった情報を、SKA業務実施者に出力する ※エラーとなった貨物が無い場合も、エラー無しの旨を出力する	入力者
3	NVC01 NVC02	【既存】ハウスB / L 貨物取消情報	現行では、NVC01業務またはNVC02業務を契機に出力する「ハウスB / L 貨物取消情報」に、ハウスB / L 番号が出力されない。本改変にて、貨物情報の取消しまたは関連付けの取消しが行われたハウスB / L 番号等の出力項目を追加する	入力者、 混載仕分けを行う保税地域



## <参考> 海上混載貨物における登録件数の制限

現行において、NVC01業務1回の送信で登録可能なハウスB/L件数は20件、1件のマスターB/Lに対して関連付け可能なハウスB/L件数は最大99件との制限がある。

1件のマスターB/Lに関連付けるハウスB/L件数が100件を超える場合は、以下の例のように、ダミーの子B/Lを一旦、登録・関連付けた上で、更に孫B/Lを登録・関連付けることで登録可能である。なお本資料では、マスターB/Lを「親」とした場合に、以降の階層を「子」、「孫」と表現している。また、「ひ孫」の階層を追加し $99 \times 99 = 9,801$ 件を超えるハウスB/Lに対応することも可能。

【例：1マスターB/Lに、ハウスB/Lを250件分関連付ける場合】

①以下の内容でNVC01を1回送信  
(ハウス3件分×1回)

NVC01の入力項目	入力内容
マスターB/L番号	親B/L
ハウスB/L番号 (1件目)	子B/L_A
ハウスB/L番号 (2件目)	子B/L_B
ハウスB/L番号 (3件目)	子B/L_C

②以下の内容でNVC01を5回送信  
(ハウス20件分×4回、19件分×1回)

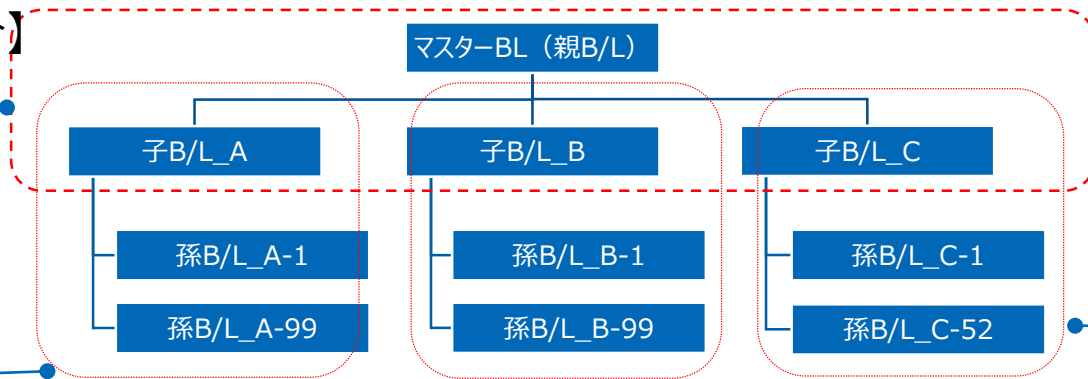
NVC01の入力項目	入力内容
マスターB/L番号	子B/L_A
ハウスB/L番号 (1件目)	孫B/L_A-1
...	...
ハウスB/L番号 (99件目)	孫B/L_A-99

③以下の内容でNVC01を5回送信  
(ハウス20件分×4回、19件分×1回)

NVC01の入力項目	入力内容
マスターB/L番号	子B/L_B
ハウスB/L番号 (1件目)	孫B/L_B-1
...	...
ハウスB/L番号 (99件目)	孫B/L_B-99

④以下の内容でNVC01を3回送信  
(ハウス20件分×2回、12件分×1回)

NVC01の入力項目	入力内容
マスターB/L番号	子B/L_C
ハウスB/L番号 (1件目)	孫B/L_C-1
...	...
ハウスB/L番号 (52件目)	孫B/L_C-52



7次NACCSでは、NVC01業務と、NVC01業務と同等機能の1NV業務（詳細後記）において、1送信あたりのハウスB/L登録可能件数（20件）、1マスターB/Lに関連付け可能なハウスB/L件数（99件）を拡張しないため、現行と同様に登録が必要。

## SDC業務の前提となる制度とシステム対応

項番	制度	システム対応等
1	海上貨物混載業者が扱う通販貨物（※）であるもの ※ 関税法施行令（以下「施行令」という）59条1項6号柱書の条件に該当する通販貨物	施行令59条1項7号に規定されている、通信販売において利用されたプラットフォームの名称等を入力する項目を設ける
2	最終荷受人ごとに輸入申告され、その申告貨物について関税定率法14条18号（課税価格が1万円以下の物品に対する無条件免税）の規定が適用されるもの	「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務と同様、税額計算機能を実装しない
3	消費税以外の内国消費税の課税対象とならないもの	
4	関税法70条1項又は2項の規定による他法令の証明又は確認を要しないもの	「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務と同様、他法令に係る入力項目を設けない
5	輸入申告又は予備申告までに、事前の情報提供ができるもの	輸入申告または予備申告の前までにSKA業務を実施した貨物についてのみ、SDC業務を実施可能とする
6	施行令59条1項5号関係（運送場所の所在地及び名称等）	施行令59条1項5号に規定されている、輸入の許可後に運送される場所の所在地及び名称等を入力する項目を設ける

SDC業務の項目詳細については、別紙「SDC業務入力項目案」参照

### SDC、SDE業務に係る出力帳票

「海上簡易輸入申告（SDC）」業務、「海上簡易輸入申告変更（SDE）」に係る出力帳票は以下のとおり。

項番	出力帳票名(仮)	概要	出力先
1	【新規】海上簡易輸入申告控情報	通常申告または本申告で、許可とならなかった場合に出力	入力者
2	【新規】海上簡易輸入申告変更控情報	通常申告または本申告で、申告変更を行った場合に出力	入力者
3	【新規】海上簡易輸入申告控 (予備申告) 情報	予備申告を行った場合に出力	入力者
4	【新規】海上簡易輸入申告変更控 (予備申告) 情報	予備申告変更を行った場合に出力	入力者
5	【新規】輸入許可通知（海上簡易）情報	許可となった場合に出力	入力者、輸入者
6	【既存】許可・承認貨物（輸入）情報	許可となった場合に出力	通関蔵置場
7	【既存】検査指定情報	検査指定された場合に出力	入力者、検査立会者、 通関蔵置場
8	【既存】検査取消票	検査指定が取消された場合に出力	申告者、検査立会者、 通関蔵置場

## 5. SDC業務の概要③

### 海上簡易輸入申告に係る管理資料

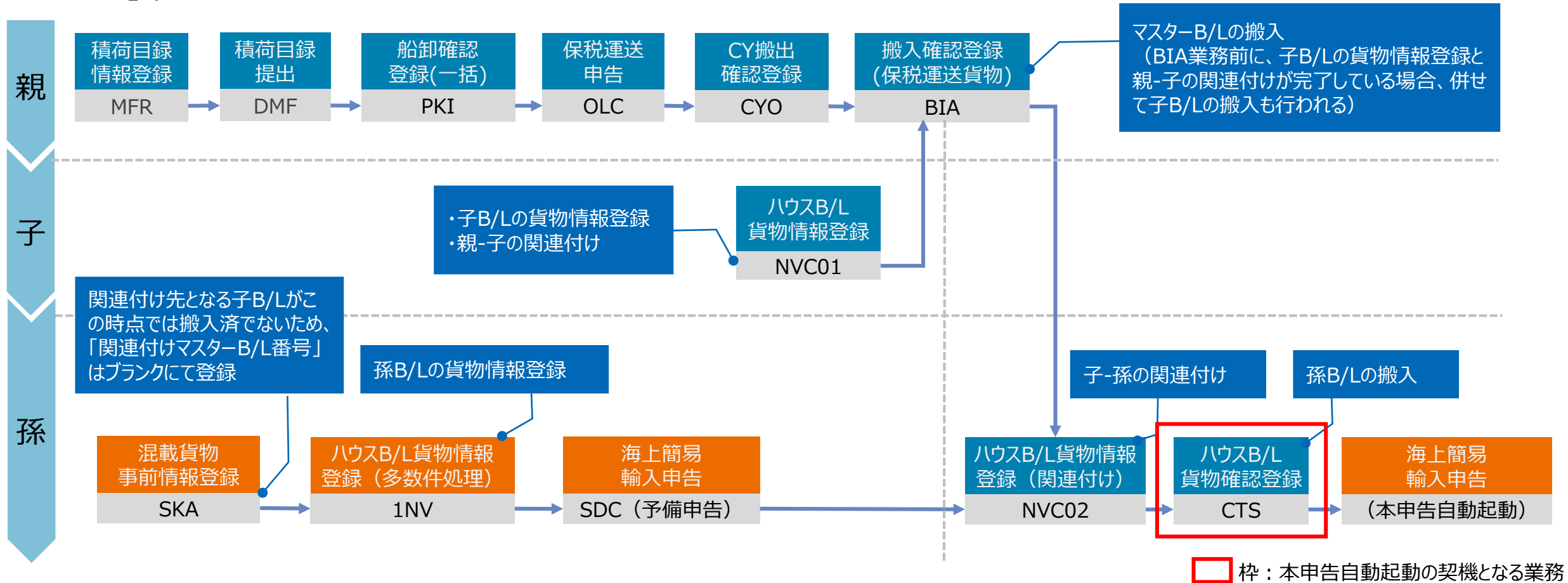
以下の既存管理資料にて、海上簡易輸入申告に係る情報を収集対象とする。

項番	業務コード	管理資料名
1	I51	輸入申告一覧データ
2	I52	輸入貨物許可承認等実績データ
3	I56	輸入申告審査区分別一覧表

## SDC業務における申告条件コードが「Z:予備申告（貨物搬入時本申告自動起動）」の場合（1）

1件のマスターB/Lに関連付ける孫B/Lが100件以上で、「SKA」業務時に貨物情報の自動登録を選択するパターンの場合

⇒貨物搬入後に「NVC02」業務による子B/Lと孫B/Lの関連付けを行う必要がある。なお、本申告の自動起動は、「CTS」業務を契機に行われる。

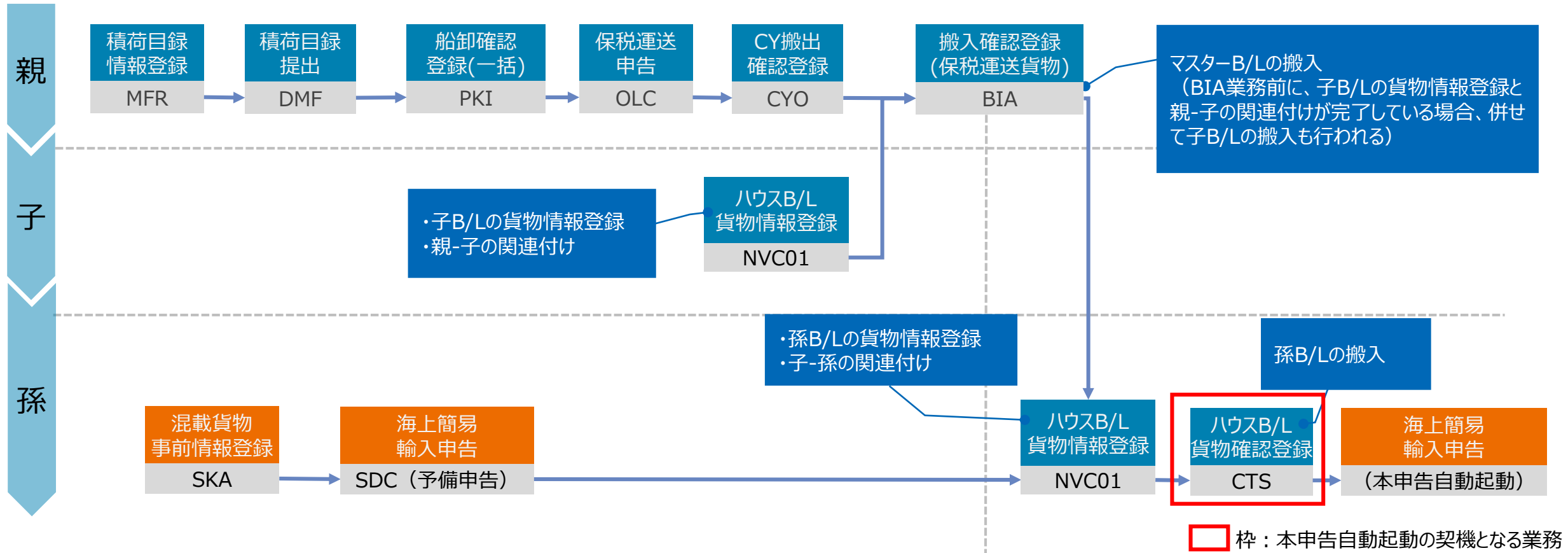


## SDC業務における申告条件コードが「Z:予備申告（貨物搬入時本申告自動起動）」の場合（2）

1件のマスターB/Lに関連付ける孫B/Lが100件以上で、「SKA」業務時に貨物情報の自動登録を選択しないパターンの場合。

⇒子B/Lの搬入後に「NVC01」業務で孫B/Lの貨物情報を作成し、同時に子B/Lと孫B/Lの関連付けを行うことが可能。

なお、本申告の自動起動は、「CTS」業務を契機に行われる。

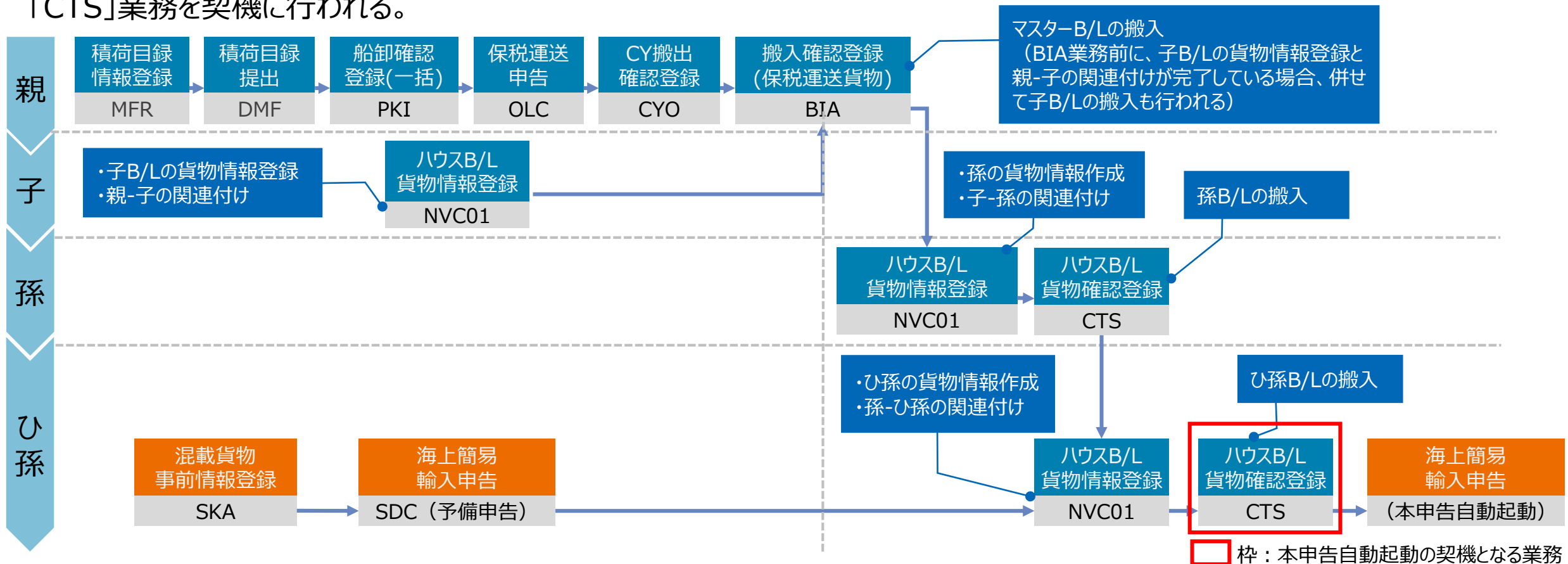




## SDC業務における申告条件コードが「Z:予備申告（貨物搬入時本申告自動起動）」の場合（3）

1件のマスターB/Lに関連付けるひ孫B/Lが9,801件を超え、「SKA」業務時に貨物情報の自動登録を選択しないパターンの場合

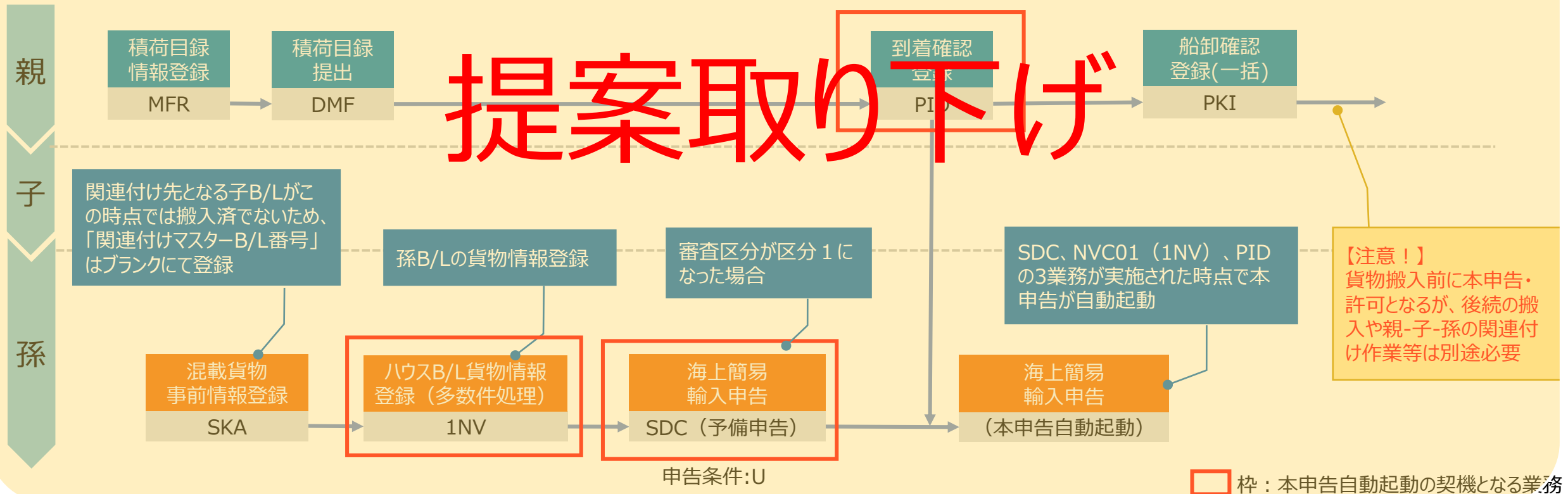
⇒子B/Lの搬入後に「NVC01」業務で孫B/Lを作成し、同時に子-孫の関連付けが可能。また、孫B/Lの搬入後に「NVC01」業務でひ孫B/Lを作成し、同時に孫-ひ孫の関連付けが可能。なお、本申告の自動起動は、ひ孫B/Lに係る「CTS」業務を契機に行われる。



## SDC業務における申告条件コードが「U：予備申告（貨物到着時自動起動）【検討中】」の場合（1）

1件のマスターB/Lに関連付ける孫B/Lが100件以上で、「SKA」業務時に貨物情報の自動登録を選択するパターンの場合  
 ⇒申告条件コードがUの場合でも予備申告の前にSKA業務を行う必要がある。また、以下の3業務が全て実施された時点で本申告が自動起動する（ただし、SDC業務実施時に審査区分が2又は3になった場合は次スライド参照）。

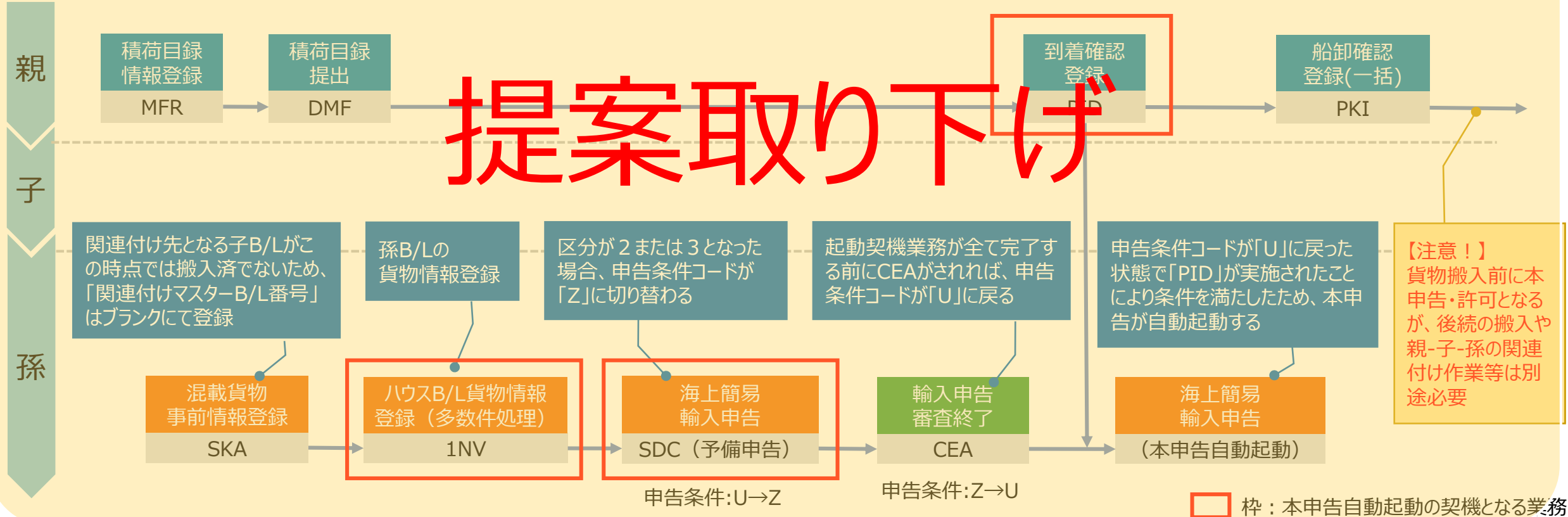
「SDC業務（申告条件:U）」、「NVC01業務（1NVでも可）」、「PID業務」



提案取り下げ

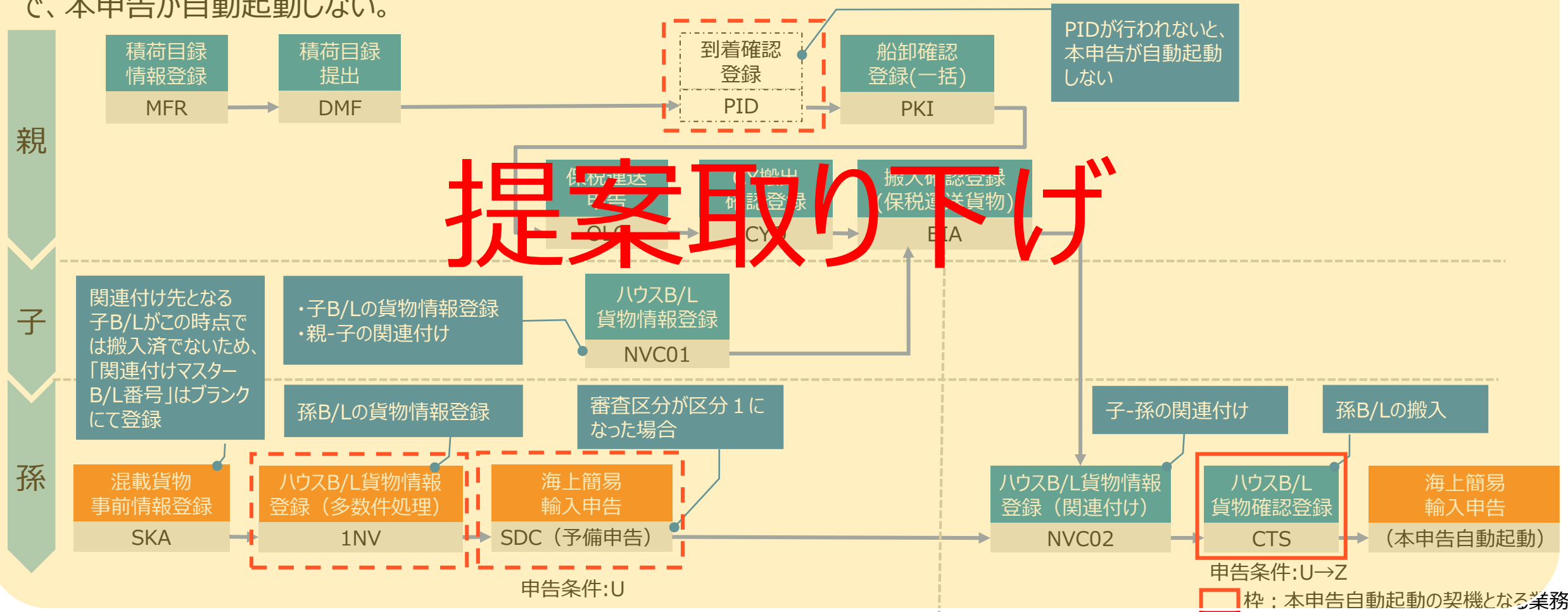
## SDC業務における申告条件コードが「U：予備申告（貨物到着時自動起動）【検討中】」の場合（2）

1件のマスターB/Lに関連付ける孫B/Lが100件以上で、「SKA」業務時に貨物情報の自動登録を選択するパターンの場合  
 ⇒SDC業務による予備申告で審査区分が2又は3となった場合は、その時点で申告条件コードが「Z」に切り替わる。また、本申告自動起動の契機となっている業務が全て完了する前に「CEA」業務がされた場合、申告条件コードが「U」に戻る。「U」に戻った後に本申告自動起動の契機となる業務が行われれば、その時点で本申告が自動起動する。



## SDC業務における申告条件コードが「U：予備申告（貨物到着時自動起動）【検討中】」の場合（3）

1件のマスターB/Lに関連付ける孫B/Lが100件以上で、「SKA」業務時に貨物情報の自動登録を選択するパターンの場合 ⇒ 本申告自動起動の契機となっている業務のうち、「PID」業務が行われなかった場合の業務フローは以下のとおり。このパターンでは、本申告自動起動の契機となっている業務が全て行われていないため、「CTS」業務で搬入登録がおこなわれるまで、本申告が自動起動しない。



### SKA業務1送信当たりの処理件数について

第1回通関業務サブワーキングにおいて、SKA業務1送信当たり最大99件の事前情報を入力可能とする内容で提示しておりましたが、1送信当たり最大20件とすることについてご意見をお伺いします。

20件に減らすメリットとしては、SKA後の内部処理が不要となり、その結果、SDC業務を行うにあたって、内部処理が完了する（＝SDC業務が実施可能となる）ことを待つ時間がなくなります。

20件に減らすデメリットとしては、SKA業務の送信回数が増加します。

(第23回合同WGで追記)

検討結果：SKA業務1送信当たりの事前情報の最大件数は、20件とする。